

[別紙1]

県民と共に考える地域の未来創造事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (8月31日まで)

○交付申請書は、下記提出先に郵送又は持参してください。下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (審査委員会開催から原則14日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※概算払い可能

資料提出・問い合わせ先 県民参画協働課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857-26-7248 kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp